

る一人としてこの場を借りて謝意を表する次第である。

一九八八年十二月 東京 創文社

A五判 八五〇〇圓

森 正夫著

明代江南土地制度の研究

吳 金 成

I

戦後、日本の中國史學界は、中國史のほぼ全分野で飛躍的な發展を遂げて來たが、その中でも特に明代史の研究はその代表的な例であったと思われる。最近出た森正夫教授の本書は、こうした明代史分野の發展水準をうかがわせる大著である。

新中國が成立した後、日本の中國史學界は、中國史を世界的法則性の中で把握することを當面の課題としていた。その影響で據頭した問題の一つが、大土地所有者（地主）と直接生産者（佃戸）との生産關係を根據として、宋代から阿片戰爭以前の清中期までを本質的に一つの時代と見ようとする視角の普遍化である。こうした視角に従った研究に對しては、田中正俊の「下部構造のみの分析」という批判と反省があり、その後には、下部構造だけでなく、國家權力と土地所有關係（國家と農民）までを含む社會構造ないし國家構造を一つの構圖で把握しようとする努力が試みられた。一九六〇年代以後、日本の明清史學界を風靡した「郷紳の土地所有」論と「郷紳支配」論等、いわゆる「郷紳」論は、まさしくかかる動きの表現であったと言えよう。「郷紳」論は、地主・佃戸制の構造的變化、商品經濟の劃期的な展開、そして税・役收取體制の改革等、政治・

經濟・社會全般に互る變化を集約するものであった。

本書に現われる著者の立場は、一九五〇年代までの日本の明清時代社會經濟史研究、なかでも西嶋定生をはじめとする「諸先學の業績に大きく觸發されながらも、その時点での中心的課題に必ずしもかわっていない」（二九頁）と言う。そして六〇年代以後の「郷紳」論等の研究本流に對しても少しは超然とした場に立っていると云う。しかし、結果的に見ると、「郷紳論と共通する關心が反映されている」（一五頁）のである。

著者は、明代江南デルタにおける土地所有の實現について、次の四つの側面が存在すると考えている。①農業經營の形態、②土地所有とそれにもとづく生産關係、③これらを基盤とする税糧徵收制度（實質的には國家の土地所有としての側面を持つ、いわば税制上の土地制度）、④土地所有權についての國家的法的制度、いわば法制上の土地制度（官田と民田との區別は、もつとも直接的には法制上の制度に基づいている（一九頁））。この中で、①と②の問題に對しては、日本學界で共通した一般的認識が得られた段階であるが、③と④の問題については、まだそうした段階まで到達していないと云う。

かかる認識の下で、著者は次の二つの問題に挑戦している。第一は、「宋代以後の中國社會で、生産から國家權力に至るまで、各領域での人間の諸活動を共通して規定している原理と、その原理に貫かれた社會の構造ともいふべきものを問いたい」（三〇頁）。第二は、「そうした原理なり構造、いわば歴史的に形成されてきた中國社會の民族的特質が、十九世紀前半のアヘン戦争期、あるいは二十世紀後半の今日にいたる中國社會の展開にどうかかわるかを問う」

（三〇頁）と言う。

こうした問題意識に基づいて、著者は左のような目的を追究している。第一、「十四世紀後半、明朝の創始期から十七世紀前半にいたる江南デルタの税糧徵收制度の存在形態を、實證的に明らかにすることを最も直接的な目標としている」（二六頁）。第二、「廣範な官田を包攝した明代江南における税役徵收制度の展開過程を明らかにし、そこに税糧徵收として立ち現れている國家の土地制度の展開過程をたどり、そのことを通じて同時代の土地所有のありかたを考察することを目的とする」（二七頁）。第三、「地域史の試みである。濱島敦俊の研究に内包されている地域史の試みであり、また宮崎市定が指摘したように、江南という特殊な一角から全中國の動向をさぐることを希求している」（二八―二九頁）。この中で第一の目標だけを取って見ても、一九五〇年代以來日本の明清史學界の看過していた分野である、官田と税糧制度に貫徹された明朝國家權力の支配體制を、江南デルタ地域に即して實證的に解明しようとした點で大きな意味があると言えよう。

本書は、一九六〇年から八六年に至るまでの二五・六年間にわたって、右記のような問題關心と關連した著者の研究成果を集成したものである。その間の問題意識の變化と發展、學界の動向と業績等を十分反映しているのみならず、舊稿を加筆・修正して系統が立つように新たに挿入した内容も少なくない。従つて本書は最新の研究業績と呼ぶにふさわしい。本書の目次は左の通りである。

#### 序章

第一章 十四世紀後半における明代江南官田の形成

第二章 明初江南官田の存在形態

## 第三章 十五世紀前半における江南官田の再編成

## 第四章 十五世紀中葉以降の江南デルタにおける税糧徴收制度の

## 變容

## 第五章 十六世紀江南における税糧徴收制度の改革と官田の消滅

## 終章

## 附編 一元代浙西地方の官田の貧難佃戸に関する一検討

## 二 十五世紀前半蘇州府における徭役勞働制の改革

あとがき

索引

中文・英文抄譯

## II

本書第一章では、明初の官田の形成について分析している。明初に江南の蘇州・松江・嘉興・湖州・常州・鎮江等、六府の官田は六府の總登錄田土の四五・二%を占めていた。その中で蘇州府は、官田が該府全體田土の六二・九八%、その税糧は該府總税糧の九五・四七%を占め、全國總税糧の一・一一%に至った。松江府の官田は該府全體田土の八四・五二%、總税糧の九四・一六%で、全國總税糧の四・五%を占めた。それ故、蘇・松兩府の税糧は明初全國の總税糧の一五・六一%に至り、明王朝の税糧收入の中で江南官田が占める比重は非常に大きかったのである。

著者は、明初のこうした官田の中には、①宋・元朝が設置したのを明朝が繼承したもの(官田)、②明代初期に國家が特定個人の土地を沒收したもの(籍沒田・抄沒田・沒官田)、③元末の動亂中發生した無主荒田を明朝が國有化したもの(斷入官田)等、三系統が

あると述べ、その中で比較的資料が豊富な①②系統を主に分析している。特に②の籍沒田の發生過程の分析が詳細で、その概要は次のようである。

即ち、洪武年間の籍沒過程は、(一)洪武元年前後、(二)洪武前期(洪武元~十二年)、(三)洪武中(十三~三十二年)、後期(三三~三一年)の三段階を経ており、各段階での政治状況(皇帝權力の強化、權力の集中、社會秩序の確立)と密接な關係があった。この中で洪武前期は籍沒が相對的に緩和された時期ではあるが、しかし洪武帝の三十餘年間の治世の全期間を通じて共通的に、(a)田土の籍沒は實に廣範圍にわたって行われており、(b)その主対象は元朝故官と富民層で、(c)特に江南地域が主な対象となった、等の點が擧げられる。

かかる措置は、元代以來江南地方に存在した社會矛盾、及び明朝成立の後成長して來た明朝國家と社會との矛盾、そして社會の各階層間の矛盾に、朱元璋が注目した結果であると、著者は評價する。結論的に著者は、朱元璋が江南地方で行った籍沒は、政治的契機と共に社會秩序の維持という目的、そして財政確保策等、諸側面をその原因として持つものであると把握しているのである。

第二章では、官田の比重が特に大きかった蘇州・松江府を中心として、國家の税糧徴收制度の側面から明代江南官田の存在形態を検討し、またそれを通じて、官田の存在が江南社會において農業經營の形態・土地所有關係・農民の階層的構成等に及ぼした影響を考察している。その主な内容は、第一に、洪武一宣德年間、官田の毎畝當り平均税糧徴收額が、蘇州府は四・三六九斗、松江府は二・九七三斗であったため、蘇州府の民田の〇・四三三斗と松江府のその

○・六三九斗よりはるかに高かったが、しかし、甚だしい場合畝當り一石以上を負擔する私租よりはやはり軽いものであった。第二、かかる官田・民田間の税糧負擔の不均等による矛盾を解決するため、官田承佃戸（納糧戸）については、雜役の割當を減免するか、または、割當時換算率を軽減する慣行があった。なお、當時の官田承佃戸には、小經營農民層（自作農）だけでなく、奴僕と傭工勞働力に依存して經營する地主も含まれているが、税糧の負擔は、前者の方が重く、後者は比較的軽かった。第三、官田は法制上には國有地であるため、「承佃戸」（國家の佃戸）・「官租」（國家に納付する地租）という用語が使われていた。しかし、税制の面で見ると、官田も民田と一緒に賦役黃冊に登録され、官田承佃戸も民田所有者と共に里甲組織に編成されて里甲正役の就役者であった。そのみならず官田も「事産」と見做され、實質的に自由賣買が可能であった。従つて、明初の官田は事實上「私的に所有する土地」であるという特徴が著しく、官田承佃者は私的な土地所有者（自作農）に見立てられると結論的に言う。

第三章では、十五世紀前半、洪熙・宣德年間（一四二五—三五）に江南官田が崩壊する危機に直面した時、實施された改革策の内容とその歴史的意味を追究している。洪武年間には割に安定した状態であった、江南の「官田體制」が、十五世紀前半には官田税糧の未納と納糧戸の逃亡が多くなり、崩壊の危機に立ち向かうこととなった。その背景には、北京遷都による納糧戸の運送負擔の激増と、糧長戸・里長戸を含む有力大戸の小民の利益侵害の頻發による納糧戸内部での「貧は益々貧、富は益々富」状態の深化とがあった。著者は、かかる現象が江南社會の變化を反映しているもので、これら糧

長・大戸層がまさしく城居地主・「郷紳層」の先驅であると論じている。

明朝政府は、直隸巡撫と蘇州知府に當時信望が厚かった周忱（在任一四三〇—五一）と況鍾（在任一四三〇—四二）を各々任命し、例外的に長期間在任させ改革政策の遂行を積極的に支援して、江南社會の官田體制を維持すると共に危機を克服しようとした。周忱と況鍾が推進した改革の内容は次の通りである。①二〇—三〇%に至る官田每畝當りの税糧徵收額の削減、②抛荒遺棄田地における税糧徵收の回復と里甲組織の再整備（繰核田糧制の實施）、③税糧遠距離輸送勞働制度の改革（兌運法の制定）、④附加税糧負擔の定額・定率化（加耗例均徵加耗法の實施）、⑤税糧の一部分の銀と棉布による代納化（折徵例の實施）、⑥税糧管理倉庫の設立（水次倉の設置）、⑦救濟倉庫の設立（濟農倉の設置）等々。こうした一連の改革の結果、大戸の不正行爲と小民へのしわよせを制度的に規制することが可能となり、小農民の地域社會での定着・安定が實現して、洪武以來の官田體制が基本的には維持されたのである。

第四章では、十六世紀前半、南直隸巡撫歐陽鐸の改革（嘉靖十六、一五三七）で官田制が實質的に消滅するまでの時期に、蘇州・松江及び浙江の湖州府での税糧徵收制度の過渡期的變容過程を解明し、これを通じて、江南地方においての地域社會の變化と税糧徵收制度との關連を具體的に検討している。十五世紀前半、周忱が主軸になって加耗制（一律論糧加耗制）と折徵制等、廣範な改革を行ったが、それは問題の根本的な解決にまで至ったものではなかった。官・民田の區別、税糧負擔の隔差、官田相互間あるいは民田相互間の負擔の隔差等の問題が温存されていた。従つて、大戸と小民との

矛盾が再び顕現化する可能性が十分あったのである。

このため蘇州府では、周忱の「一律論糧加耗」への改革以後にも、依然として畝當りの實質的な負擔額を均等化することが解決されねばならぬ中心課題となった。歴代南直隸巡撫の繼續的な努力によつて、周忱の方式から「段階的論糧加耗」方式に變化し、それはまた、一四七九年巡撫王恕（在任成化十五—二十、一四七九—八四）によつて「一律論田加耗」方式（畝當り一・二斗）に改善された。なお、秋糧の加耗米を以て夏税に代え、金花銀の折徵率を低める代わりに現物米穀徵收比率を高めて、加耗算出の簡素化と負擔の均等化（民田輕額田土を多數所有している大戸層の支出増加）とへ一歩前進した。この方式は、その後の「均糧」（官・民田を問わず、正糧・加耗を合算して畝當り稅糧徵收額を均一化する方式）の先驅的形態であるが、以後漸く南直隸の他府にも波及した。

松江府では、歴代巡撫の改革努力にもかかわらず、「一律論糧加耗方式」が根強く持續したが（その原因については、本書三八七—三九〇頁参照）、嘉靖十六年（一五三七）に初めて「論田加耗方式」が實施される。

一方、湖州府は蘇・松二府に比べて納糧戸の中で大戸層（輕則民田所有者）と小戸層（重則官田所有者）の分布が劇然とし、社會的矛盾と稅糧徵收制度の矛盾との關連が露骨に表面化した地域であった。従つて、稅糧徵收上の不均衡克服が先驅的に、且つ執拗に提起され、その結果、この分野の改革の面では先進地域となった。正徳十四年（一五一九）、巡按浙江監察御史許庭光の「均糧」提案は、まさしく江南デルタ官田地帯での均糧改革の第一聲であつた。ただ、この提案は戸部の承認を得ず、翌年官田・民田各々の毎畝徵收

均一化及び不完全な形態の「徵一」の實施に止まつたが、その後、南直隸諸府の「徵一」（米銀による毎畝一率定額徵收、即ち、稅糧一石當り米・銀比率の統一・固定化）實施の際、模範になつた。

第五章では、十六世紀江南での稅糧徵收制度の改革とそれに沿つた官田の完全な消滅過程を分析している。その内容の概要は以下の通りである。嘉靖中期に蘇州知府王儀（在任嘉靖十五—七、一五三六—三八）が丈量と共に均糧・徵一への改革を斷行した。ここに至つて官田・民田の區別とこれを前提にした畝當り稅糧徵收額の不均等性・多元性を完全に解消したのみならず、徭役銀負擔の差異の問題も解決された。これを契機として萬曆三年（一五七五）に至るまで湖州・蘇州・常州・鎮江・嘉興・松江等江南各府で稅糧徵收制度の改革が行われ、官田が消滅しつゝあつた。著者は、こうした改革が十六世紀後半以後の一條鞭法・地丁併徵の全國的改革に先驅的役割を果たしたと評價する。

十五世紀前半期、周忱の改革の時は、稅糧負擔の不均衡に因る稅糧滯納、納糧戸の逃亡、耕地の放棄等が危機と認識された問題であつたが、十六世紀には、訴訟の激増と共に、胥吏の不正行爲による「圖籍の變亂」が深刻な問題となつた。著者はその契機として、①官民田の區別による稅糧負擔の不均等問題、②十六世紀以後特に頻繁となつた納糧戸間の土地取引、③地主・佃戸の土地所有の發展と城居地主化傾向の顯著化、④「官僚家」を中心とする大戸勢力と小民層との社會的矛盾の深刻化（これは里長・父老・生員・農民等の改革贊同勢力と改革に反對する特權勢力の對立として現われた）等を擧げている。

本章でもう一つ注目されるのは、十五世紀前半の改革が「國家主

導の改革」であったのとは異なり、十六世紀江南で官田が消滅する過程で推進された改革は、中央政府の役割が象徴的なものに止まり、実際には（南直隸巡撫やそれを媒介とする情報交換を不可欠の条件としながらも）基本的には各府の知府が主導したという著者の指摘である。要するに當時の改革は、当該地方官が主體になって地域内部の強力な改革要求を背景に推進されたと言う。當時中央政府は、明初以来の起科等則の變更を依然と許さず、江南地域での地方官主導の改革後も起科等則と加耗總額はそのまま維持されたことに注意を喚起させている。

終章では、第三・四・五章で追究した諸改革を回顧してから、官・民田の區別が既に消滅した時期に生じた顧炎武が今さら當代の江南地域の重賦を批判しつつその歴史的起源を十六世紀の官・民田消滅に繋がる一連の改革に置いている背景を分析している。顧炎武自身は、官田の復活を望んだ人でもないし、國家利益を代辯した人物でもない。むしろ官田の設置と擴大に反對する立場に立っていた。にもかかわらず顧炎武が十六世紀の改革を批判した理由は、當時の江南重賦の原因を、過去の官田への重賦が官・民田の區別が消滅するにつれて民田に轉嫁されたことにあると、理解したからである。彼が「官田、官之田也。民田、民自有之田也。」と強調したのは、輕賦であった民田の回復（重賦の解消）を志向したもので、これは地主の立場を代辯したというよりは、減賦によって中小自作農の「重賦」負擔と佃戸の「重租」負擔を緩和させようとする立場に基づいていた。顧のかかる批判は當時の江南社會を背景に現われたものであると言う。その背景とは次のようなものである。

十五世紀前半周忱の改革の背景には、①小經營農民層を中心に、

納糧戸の生計・經營を維持させ、彼等に持續的に稅糧を納入させるという目標、②江南地域の社會矛盾、即ち、一方の大戸（縉紳・紳士と呼ばれる身分の家と糧長・里長戸、なかでも糧長の占める比重が大きかった）と、もう一方の小民・小戸への顯著な兩極分解現象が存在した。ところで、十六世紀前半には、巨視的に見て兩極分化の矛盾はそのままであるが、大戸層は官僚の家を中心とする大土地所有者（豪右・郷大夫・縉紳之家・宦室富豪・官戸・大戸、これらの大部分は城居者）が主要構成要素となり、十五世紀前半には大戸層の一員として史料に登場した糧長・里長が、十六世紀にはむしろ小民層の利害の體現者として史料上記されるように變わったのである。

附篇の第一章は、元代官田の承佃者である「貧難佃戸」の實體とその存在形態を考察した章である。第二章では、宣德五年より景泰二年にかけて（一四三〇—一五一）蘇州府で行われた徭役勞動制の改革を分析している。

### III

以上、八〇〇頁に達する龐大な分量を有する本書の内容を極く簡単に紹介した。要するに本書は、明代江南官田の淵源・形成・變化・消滅に至るまでの始末とその歴史的意味を巨視的・微視的な分析方法を適切に動員して追究したもので、明清史學界で一つの獨創的な業績を成し遂げた大著である。一讀の中でも勉強になった所が非常に多い。ただ評者の欲心か、次のような問題は更に知りたくな

った。  
第一、第一章で著者は、洪武帝の江南での土地籍沒政策を三つの

時期に区分し、洪武前期には籍没政策が一時的に緩和され、むしろ富民を明朝體制内に包攝しようとしたと分析した。そこには十分納得し得る根拠の提示もある。しかし、そうした政策が何故他ならぬその時期に必要であったかについては、江南に對する視角のみならず、明朝統治體制の全構造の中で把握する、巨視的且つ具體的な説明があつたら、と思つた。

第二は、籍没田の問題である。著者は第一章で、籍没の目的が、政治的契機と社會矛盾の緩和、そして國家財政の確保等にあつたと説明している。しかし、洪武年間の三つの時期の籍没の契機や目的が全部同一なものであつたか、という疑問が残る。若し同一でなかつたとすれば(例えば、本書の文脈からは、中・後期には政治的契機がより強かつたかと読み取られる)、場合によって、「官田の擴大」が「目標」というよりは、ある事件に隨伴して起つた「結果」ともなり得るからである。

第三、洪武十二年序の『蘇州府志』卷十、税賦・田畝の統計問題である。この統計については既に藤井宏が、崑山縣の統計は洪武四年、常熟縣は吳元年の統計であると指摘しつつ、「決して或年に一齊に行はれた調査に基づく統計ではなく……明初爭亂直後の不完全な統計の集積」であると説明した。ところが、著者は他の統計の評価は藤井の指摘を利用しながらも、この洪武『蘇州府志』の田土統計に關してのみは、藤井の指摘を全く度外視したまま、一律に洪武十一年までの統計と見た上で論理を展開している(一四六頁)。「實錄」洪武十五年四月丙午條には、「戸部奏、天下郡縣所進賦役黃冊丁糧之數、類多錯誤、請逮問之。」と云う。即ち、洪武十四年の賦役黃冊の統計さえ信憑度が低かつたということで、後に各地域で

「原額」としたのは洪武二十四年の統計である。従つて、洪武『蘇州府志』の統計がたとえ洪武十一年までの一律的な統計であつても、「その信憑性が顯著に低い」という「但し書」無しに使うのは危ういと思われるが、如何であらうか。

第四、江南社會の兩極分解問題。著者は、江南社會の矛盾として、十五世紀前半にも、十六世紀前半にも、基本的には同じく、大戸と小戸(小民)の兩極分化を擧げている(たとえば五四一頁等)。しかし、「小民や小戸は、一方では、こうした經濟的基準に、他方では、社會的地位の格差にもつき、大戸などと對比される呼稱である。王朝國家に統治される人民一般が小民と呼ばれることすらもある。……小戸や小民という呼稱は、佃戸・自作農兼佃戸・自作農から中小の地主までを廣く對象とする」(一六三頁)という著者の説明に従えば、決して「大戸及び小戸の二階層」に社會が兩極分化されたとは言えないのではなからうか。なお、本書では、「小戸」・「小民」の概念が場所により時として異なつていたので、更に理解を困難にせしめている。

第五、第五章で、十六世紀前半の改革は、地域内部の糧長・里長・父老・生員等の積極的な要求を背景として、各府の知府の主導の下に推進されたと言ふ。しかし、表面に現れた推進方式が「知府の主導」であつても、實際には異なつた側面を持っていたのではなからうか。十五世紀前半、中央政府の強力な信任を得ていた周忱すら、その改革過程で二回も告發された例(二九二頁)や、正徳十四年、浙江巡按御史許庭光の「均糧」要請が戸部の承認を得なかつたこと、そして嘉靖前半期の大「郷紳」顧鼎臣の三次にわたつた上奏が皇帝の裁可が下つたにもかかわらず實施されず、彼が推薦した

蘇州知府王儀によって後に施行されたこと等は再吟味する必要があると思う。

明末には、中央の法規が地方官府で必ずしもそのまま受け入れられなかったのみか、地方の紳士の世論が中央政府に影響を與える等、地方社會、特に江南社會での紳士の影響力と支配力が成長しつつあった。<sup>(3)</sup> それ故、江南地域において、税糧收取體制の改革も「大戸」の反對が強い時は果たされず、一部地方では改革の達成まで長期間かからねばならなかったのである。地方の紳士の協助を得ず、無理に改革を推進しようとする場合は、改革の實施どころかその地方官自身が轉補されることさえ珍しくなかった。明末清初、「均田均役」の改革もその成功のためには、何よりも紳士の世論形成が必要であつたことは既に説明された所である。従つて、「知府主導」を始めとする本書の改革勢力に對する把握は、「紳士公議」等に現れる地方の紳士の世論や、中央政府との關係をもう少し考慮して慎重な検討を行ない、何らかの「但し書」をつけ加えた方がいいのではなからうかと思われるのである。

評者の淺學菲才のため、著者の重厚且つ深遠な意圖を讀み取れなかつたが故の誤りも數多からうと思う。御寛容を乞う次第である。本書の讀了に際して、日本の明代社會經濟史研究の發展の高さを再び感じつつ、一讀の機會が與えられたことに大變感謝する。

### 註

(1) 鶴見尚弘「明代の畸零戸について」、『東洋學報』四七一

三、一九六四、序部分参照。

(2) 藤井宏「明代田土統計に關する一考察」(一)、『東洋學報』

三〇—四、一九四四、八七頁。

(3) 宮崎市定「張溥とその時代——明末における一郷紳の生涯」、『東洋史研究』三三一—三、一九七四。夫馬進「明末反地方官土變」、『東方學報』五二、一九八〇。

(4) 川勝守『中國封建國家の支配構造——明清賦役制度史の研究』東京、一九八〇。濱島敦俊『明代江南農村社會の研究』東京、一九八二。

一九八八年一〇月 京都 同朋舎  
A五判 七九八頁 一九〇〇圓